

令和6年11月 第191回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合 議会 会 議 録

令和6年11月27日（水曜日） 午前11時05分 開会

令和6年11月27日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日 程 1 会議録署名議員の指名

日 程 2 会期の決定について

日 程 3 認定第1号
令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

日 程 4 議案第3号
令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
補正予算

日 程 5 議案第4号
YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する
条例の一部改正について

日 程 6 議案第5号
YONETSU-KAN ささおか指定管理者の指定について

日 程 7 一般質問

○出席議員 (17名)

1番	池上優徳	2番	村田耕一
5番	奥島光晴	6番	毛利純雄
7番	平野時夫	8番	卯目ひろみ
9番	山田重喜	10番	吉田太一
11番	戸板進	12番	永井純一
13番	川畑孝治	14番	佐藤寛治
15番	前川徹	16番	伊藤宏実
17番	酒井圭治	18番	川崎直文
20番	清水憲一		

○欠席議員 (3名)

3番	見谷喜代三	4番	青木幹雄
19番	楠圭介		

○説明のため出席した者

管理者	森之嗣	副管理者	池田禎孝
副管理者	河合永充	副管理者	前川嘉宏
事務局長	笹木幹哲	総務課長	南田憲泰
清掃センター長	古畑克弥		

○事務局出席職員

総務課副課長	竜田麻紀	総務課長補佐	長谷部伊砂雄
清掃センター課長補佐	三上眞弘	清掃センター課長補佐	山田重典
総務課副主幹	小林大悟	総務課副主幹	田賀渚
総務課主査	片岡裕貴	総務課主査	羽柴和宏

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

◎議長（毛利純雄）

令和6年11月第191回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、3番 見谷喜代三、4番 青木幹雄議員、19番 楠圭介議員の3名であります。

それでは、本日の議事日程は、それぞれお手元に配布いたしましたとおりと定め直ちに議事に入ります。

◎議長（毛利純雄）

それでは、日程1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 村田耕一議員、20番 清水憲一議員のご兩名を指名します。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

◎議長（毛利純雄）

ここで、森管理者から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

本日ここに、第191回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜わり厚くお礼申し上げます。

平素は、組合事業の運営にあたりましてご理解とご支援をいただいておりますことに対して、重ねてお礼申し上げます。

さて、先の内閣府月例経済報告では、景気の先行きについては雇用・所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されておりデフレ脱却を確かなものとするため、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を期待するものでございます。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、法改正・制度改正に伴うシステム改修を適宜実施し、安定的なシステム運用を行っております。

また、自治体システム標準化につきましては令和7年11月稼働に向け、作業を進めているところでございます。

次に、一般廃棄物の共同処理事業では清掃センター長期包括運營業務委託により、各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行なっております。

また、YONETSU-KANささおかにおきましては、指定管理期間が今年度末に終了となりますので、新たな指定管理者を選定いたしまして今後も圏域住民に一層親しまれる施設となるよう、サービス向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について、申し上げさせていただきました。

なお、本定例会に上程する各議案の内容につきましては後ほど説明を申し上げますが、何卒慎重なご審議を賜わり妥当なご決議を賜わりますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程3 認定第1号 令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました認定第1号 令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、の提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、決算の認定をいただくものでございます。

では、決算の概要について、決算書によりご説明申し上げます。

歳入総額は、25億4,703万7,461円でございます。

そのうち主なものとしては、各構成市町からの負担金で22億8,369万9,000円、ごみ処分手数料などの使用料及び手数料で1億4,450万3,163円でございます。

次に、歳出総額は24億5,957万64円でございます。

そのうち主なものとして、総務費におきましては、総務課職員の人件費や管理運営に要した総務管理費で8,522万9,572円。

電算共同処理事業に要した情報処理費で5億4,007万932円など、総務費総額は6億2,544万7,504円でございます。

なお、法改正等に伴う住民記録システム改修1,320万円と、コンビニ交付システム改修431万2,000円を合わせた、1,751万2,000円を翌年度に繰越しております。

衛生費におきましては、清掃センター職員の人件費や塵芥処理施設の維持管理に要した経費で2億5,501万6,344円、焼却施設の維持管理費として8億808万8,226円、破碎施設の維持管理費として1億2,354万4,078円、余熱館の維持管理費として6,499万4,770円、最終処分場の維持管理費として2億360万350円など、衛生費総額は14億5,524万3,768円でございます。

なお、この令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る8月29日に本組合監査委員2名による決算審査をお願いしました結果、審査に付された歳入歳出決算書およびその附属書類は、関係法令に準拠して作成されておりその計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算の執行および財務に関する事務処理は適正に執行されているものと認めた。と、されておりますことをご報告申し上げます。

以上、令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました認定第1号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。
これより認定第1号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。
本案に原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（毛利純雄）

挙手全員でございます。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程4 議案第3号 令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第3号 令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の、提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、歳入予算におきましてふるさと市町村圏基金2億円の運用見直しに伴う財産収入の増額補正と、歳出予算におきましては今年度に見込まれます法改正に伴う電算システム改修費や、入札差金を加算減算し減額補正をお願いするものでございます。

加えて、厳正な予算執行管理を行ってまいりましたが、その結果発生しました前年度の剰余金等の財源更正をお願いする内容となっております。

この結果、歳入歳出それぞれ9,780万3,000円を減額し、補正後の予算総額を31億3,839万8,000円にさせていただくものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の概要につきまして、下段の歳出予算から説明させていただきます。

第2款総務費で、法改正に伴う電算システム改修費や入札差金を加算減算し、9,780万3,000円を減額するものでございます。

歳入予算につきましては、第1款分担金及び負担金で、歳入予算及び歳出予算それぞれの補正額に見合う1億8,763万2,000円を減額し、第3款財産収入で、基金運用見直しに伴い237万2,000円を、第4款繰越金で8,745万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました議案第3号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（毛利純雄）

挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程5 議案第4号 YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。
提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第4号 YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

YONETSU-KANささおかにおいて、近年のエネルギー高騰や物価・人件費などの上昇により、従来通りのサービス維持が困難になってきているため、入館に係る利用料金の上限額を改正させていただきたいと考えております。

改正内容は、当日券及び回数券をそれぞれ一律に、2割増額させていただくものでございます。

以上、YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げました。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました議案第4号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（毛利純雄）

挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程6 議案第5号 YONETSU-KANささおか指定管理者の指定について、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第5号 YONETSU-KANささおか指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

管理を行わせる施設の名称は、YONETSU-KANささおか。指定管理者として

の団体の名称は、イワシタ物産株式会社。また、団体の所在地は、福井市円城寺町1番地6号。管理する期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。この者を、YONETSU-KANささおかの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました議案第5号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。
これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（毛利純雄）

挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程7 一般質問を行います。
質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっております。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆ 13番（川畑孝治）

今回私は、仮称福井市新ごみ処理施設整備が進んでいますが、当清掃センター及び事務組合への影響について質問をさせていただきます。現在、福井市のクリーンセンターの老朽化に伴い、仮称福井市新ごみ処理施設整備が進んでおります。整備・運営事業、DBO方式、約323億円で神鋼環境ソリューショングループが落札とのことであります。この仮称福井市新ごみ処理施設が完成運用後における、当清掃センターへの影響はどのようなものかお聞きします。そもそも、当福井坂井地区広域市町村圏事務組合は、平成の大合併以前には、福井市を中心とした13の市町村で構成をされておりました。その平成の大合併を終えて、3市1町での運営となっておりますが、やはり福井市の存在は非常に大きいものかと思っております。また、我々もいろんなところでできた新たな清掃センターとか、施設を見せてもらったところ、非常に素晴らしい施設が出来上がっております。きっと福井市におけます、この新ごみ処理施設も素晴らしい施設になるかと思いますが、その完成後、公表されております新施設整備スケジュールにおきますと、2025年度には建設工事が終了の予定となっておりますが、その後の当センターへの影響並びに、事務組合への影響についてお聞きをいたします。

◎議長（毛利純雄）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

ただいまの川畑議員のご質問にお答えいたします。

福井市では、現クリーンセンターの隣接地に、1日当たり265トン処理できる新ごみ処理施設を建設中で、令和8年度中に供用開始予定と聞いております。

新施設では、燃やせないごみとして現在は当清掃センターで処理している、リサイクルできない汚れたビニールやプラスチック類、いわゆる廃プラ類を通常の燃やせるごみに加え処理を行うとされております。新クリーンセンターが稼働しましても、

またプラスチック一括回収についても施行に向けて準備中とのことでございます。

さらに、現在は鯖江広域衛生施設にて処理を行っている越廼・清水地区の燃やせないごみの搬入先が、当清掃センターへと変わります。

議員からの仮称福井市新ごみ処理施設が完成運用後における当清掃センターへの影響はどのようなものかのご質問ですが、福井市の試算では、新施設の稼働後は、減少する廃プラ類の搬入量と、増加する越廼・清水地区の搬入量を計算しますと、当施設の搬入量は年間約1,400トン減少すると見込まれております。これは、現在破碎施設で処理している量の約1割に相当する量でございます。新クリーンセンターが稼働しましても、現在の9割分は当センターで処理が残ることとなっております。

これにより、当施設での処理量が減少し、施設全体の負荷が軽減され、より安定的な処理が可能となります。それに伴い埋立量も減少し、埋立地の延命化にも繋がるものと考えております。以上です。

◆ 13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑議員。

◆13番（川畑孝治）

私も、ぜひとも新しい福井市のごみ処理施設ができたら見学させていただきたいと思いますが、このセンターができて当施設においては大きく影響は無いということですので、今後とも適正な運用を期待いたしまして一般質問といたします。以上で終わります。

◎議長（毛利純雄）

以上をもって、一般質問は終了いたしました。

◎議長（毛利純雄）

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年11月第191回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時30分閉会